税金よもやま話

第110回

東京地方税理士会　藤沢支部
河原　幸司

令和2年分以後の所得税の改正内容について

平成から令和に元号も変わり初めての確定申告ではございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により申告・納付の延長期限の期日が令和２年４月16日に定められました。外出自粛要請などに対応しながら、無事に提出を終えられた方も多いのではないでしょうか。

まだ皆さまの記憶が新しいうちに、令和２年分の所得税（住民税は令和３年度）は、大幅な改正がされておりますので情報発信させて頂きます。

また、源泉徴収実務においては、令和２年分の源泉徴収税額表を使用しているかと思いますが、令和２年の年末調整業務は、煩雑化しますので早めの準備をしておくと良いかもしれませんね。

●基礎控除

基礎控除が10万円引き上げられ、原則48万円となります。

合計所得金額が2,500万円を超える方は、基礎控除の適用ができなくなりました。

合計所得金額	控除額	
	令和元年分以前	令和２年分以後
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超　2,450万円以下		32万円
2,450万円超　2,500万円以下		16万円
2,500万円超		0円

※この改正に伴い、年末調整で基礎控除の適用を受けるためには、給与所得者の基礎控除申告書の提出が必要となります。

●給与所得控除

給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。

また給与所得控除額の上限額が、収入金額850万円超とされるとともに、上限額が195万円に引き下げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和元年分以前	令和２年分以後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額× 40%	収入金額× 40% − 10万円
180万円超　360万円以下	収入金額× 30% ＋ 18万円	収入金額× 30% ＋ 8万円
360万円超　660万円以下	収入金額× 20% ＋ 54万円	収入金額× 20% ＋ 44万円
660万円超　850万円以下	収入金額× 10% ＋ 120万円	収入金額× 10% ＋ 110万円
850万円超　1,000万円以下		195万円（上限）
1,000万円超	220万円（上限）	

●公的年金等控除

公的年金等控除が一律10万円引き下げられます。

また公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超の方は、公的年金控除額をさらに10万円又は20万円引き下げられました。また、公的年金等の収入金額が、1,000万円超える場合の控除額に上限が設けられました。

●扶養親族等の範囲等

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下（改正前38万円以下）に引き上げられました。

源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95万円以下（改正前85万円以下）に引き上げられました。

配偶者控除及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下に（改正前38万円超123万円以下）に引き上げられました。

●青色申告特別控除

青色申告特別控除額が10万円引き下げられ、55万円になります。

ただし申告期限までに確定申告書等を電子申告で申告した場合又は仕訳帳及び総勘定元帳を電子帳簿保存している場合は、65万円となります。

●所得金額調整控除

本人もしくは同一生計配偶者・扶養親族が特別障害者に該当する場合又は23歳未満の扶養親族がいる場合は、給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は、1,000万円）から850万円を差し引いた金額に10%を乗じた金額を、給与所得の金額から控除できることとなりました。

※この改正に伴い、年末調整で所得金額調整控除の適用を受けるためには、所得金額調整控除に係る申告書の提出が必要となります。

追伸　新型コロナウイルス感染症の終息と経済が早く回復する事を願っております。
事業者の皆さまは、下記ＨＰ参考にしてください。
経済産業省　新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf